

平成 30 年

第 5 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成30年 第5回 <u>定例</u> ・臨時委員会 議事録			
委員会 日程			会場
開会日時	平成30年3月26日 午前・ <u>後</u> 1時30分		佐渡市役所 畑野行政サービスセンター4階 会議室
閉会日時	平成30年3月26日 午前・ <u>後</u> 3時30分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出席者		欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人			佐藤 辰夫
1番委員 佐藤 辰夫			仲川 正道
2番委員 仲川 正道			
3番委員 中村 友子			
4番委員 信田 恵子			
議案説明のため出席した職員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治 総務係主任 佐藤 若菜 社会教育課 課長 越前 範行 課長補佐 後藤 康吉 中央図書館長 濱崎 賢一			
傍聴人	有 <u>無</u>		
報告の要旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 15 号 佐渡市学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 16 号 佐渡市学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 17 号 佐渡市不登校児童生徒訪問指導員規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 18 号 佐渡市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について 議案第 19 号 佐渡市教育委員会スクールバス等運行要領の一部を改正する告示の制定について 議案第 20 号 佐渡市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示の制定について 議案第 21 号 佐渡市不登校児童生徒訪問指導員の委嘱について 議案第 22 号 佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会委員の委嘱について 議案第 23 号 佐渡市文化財保護審議会委員の委嘱について 議案第 24 号 佐渡市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第 25 号 佐渡市教育委員会職員の人事異動について 議案第 26 号 教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書について		
報告事項		
1 学校の諸問題について		
2 その他		
<その他>		
次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・ 渡邊教育長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後 1 時 30 分から開催した。</p>
<p>・ 吉田学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまから平成 30 年第 5 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、佐藤委員と仲川委員の 2 名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。 ・ 日程第 2、議案第 15 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<p>・ 伊藤学校教育課長補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず、議案第 15 号と議案第 16 号につきましては、同じ名称のタイトルとなっています。佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定ということで、この内容、改正に至る理由につきましては、国の学校教育法施行規則の改正に伴いまして、佐渡市の管理運営規則も変更するものでございます。 ・ 改正内容等、経過等については、伊藤補佐の方から説明させます。よろしくお願ひします。 ・ 議案の 2 ページ、3 ページを開いてください。この学校管理運営に関する規則の一部改正につきましては、学校の事務職員がより主体的、積極的に校務運営に参画することに資するように、事務長とか、事務主任を活用することなどにより事務体制の強化に努めることを目的とする、そういう内容について学校教育法施行規則の一部改正がありました。それに合わせてこの規則も改正するものです。 ・ 29 年 6 月の定例会で、事務職員について、「事務に従事する」という文言から「事務をつかさどる」という改正をしております。ちょうどそのとき、事務長と、事務主任についても改正がございました。このときは、実際事務長は、佐渡市にはいない状況でしたので、まず事務職員のことについて規定を直すということを主眼として、昨年 6 月に改正しております。残りについても学校教育法の施行規則の一部改正に合わせて、今のうちに中身を改正しておくというものでございます。 ・ 施行日が公布の日となっております。平成 29 年 4 月 1 日から学校教育法施行規則の一部改正の方が施行されていますので、議決後できるだけ早い日に公布した方がよいということで、公布の日となっております。
<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 委員全員</p> <p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑ございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いします。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<p>・ 委員全員</p> <p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されまし

<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤学校教育課長補佐 	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 3、議案第 16 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ これにつきましても学校教育法の施行規則の一部改正に伴うものでございます。 ・ 小学校と中学校の方で道徳の時間が今度から入ります。小学校は今年 30 年度から、中学校は 31 年度からとなっています。 ・ それで、学校教育法施行規則の中の道徳についての表記の仕方が変わっております。6 ページを見ていただきますと、新旧対照表の第 7 条 2 項第 2 号です。道徳というのが括弧書きで「小学校にあつては、特別の教科である道徳」という表記になっております。これと同じところを引用しております学校管理運営規則の方も変更するというものです。これがまず 1 つ。改正のテクニックがございまして、この最初の第 1 条というのが平成 30 年の 4 月 1 日施行となっています。それで、中学校はその次の 31 年になっておりますので……
<ul style="list-style-type: none"> ・吉田学校教育課長 ・伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊藤君、5 ページの第 1 条、第 2 条の改正。施行日が…。 ・ はい、その関係です。 ・ 第 2 条の方も同じ学校管理運営規則の一部改正になっているんですが、小学校にあつては特別の教科である道徳というのを小中一緒になった特別の教科である道徳という文言に変えるものであります。 ・ それで、附則をご覧いただくと、第 1 条の規定が平成 30 年 4 月 1 日、第 2 条の規定は平成 31 年の 4 月 1 日からの施行となっています。本来ですと、それぞればらばらに改正をするものなんですが、同じ規則の改正ですので、時間をずらして改正する方法のときにはこうやって 1 つにまとめる方法があります。それで、第 1 条の方は 30 年 4 月 1 日からの施行、小学校分です。この内容が溶け込んだものがさらに次の 31 年に変わるという形の改正で、このような表記になっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑ございますでしょうか。年次進行という形になります。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ では、質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし。 ・ 異議なしと認めます。よって、議案第 16 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第 4、議案第 17 号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員規則の

<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<p>一部を改正する規則の制定について」です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の説明を求めます。 ・ それでは、9ページ、10ページ、新旧対照表でご説明します。 ・ 10ページです。不登校児童生徒訪問指導員につきましては、今の現状が在宅訪問のみではなく、在宅以外、例えば学校等でも面接指導を行っているところがございます。 ・ 旧のところの第1条を見てくださいと、不登校のところを変更では、「又は不登校傾向」、それと右側のところ在宅訪問という言葉で「訪問指導及び面接指導」、それから第3条のところですが、旧では家庭を訪問してのところを「家庭等を訪問・面接」という今の実態に合わせた形に変更をしたいというものでございます。 ・ なお、第5条につきましては、毎月6回程度の指導を行うという規定でしたが、実際はこの指導の記録を教育委員会の方に提出してもらっております。それが明文化されていなかったもので、指導を行った後の訪問記録をしっかりと教育委員会に提出するという言葉に変更しました。なお、毎月6回というものにつきましては、その月によって増減がございますので、この際、月6日という規定を変えさせていただいたものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑ございますでしょうか。 ・ 先ほどですが、4条の服務の方の、5条の回数ですが、今までは毎月6日というある基準が設けられていたものが、今度は数値基準が全くなくなるわけですが、そのあたり実態と合わないというか、増減があるということですが、何か基準になるもの、根拠になるものは、全く必要ないんですか。支障は出ませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に基準はないのですが、予算の範囲内ということになります。去年どうでしたでしょうか。回数は。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 石見総合教育センター所長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算に応じてだと思います。予算配分があればもう少し回数を増やすことも可能だと思うのですが、なかなか、家庭との連携のもとに行きますので、本当はたくさん機会があればありがたいとは思いますが、その年の予算に応じて回数が決まってくると思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補足です。 ・ 6回といっても、例えば今ご説明のように家庭自らが来てほしくないと言って、回数が足りない場合もあります。そういったこともあって、おおむね、平均すれば6回程度というような内容になるわけなんですけども、この基準はそうなっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問指導員は、その予算のことについてはわからないわけですね、状況は。把握はできないかとは思いますが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今のところは、回数、その回数以内で収まっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実情に沿ってという形でしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ もし不足するような状況であれば、補正の対応等も当然必要になります。

<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐藤委員 ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 ・委員全員 ・渡邊教育長 ・吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いや、支障がなければ。 ・ ほかにございますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって、議案第 17 号「佐渡市不登校児童生徒訪問指導員規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 日程第 5、議案第 18 号「佐渡市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」です。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ それでは、新旧対照表の方でご説明します。 ・ 適応指導教室ですが、真野に設置してあります「あすなる教室」のことです。先ほどの改正と同様に、今の現状に即した形に直させていただいたものです。 ・ 第 1 条は、これまで不登校という定義しかございませんでしたが、先ほどの不登校訪問指導員の内容に合わせて、不登校傾向という言葉を入れさせていただきました。 ・ あと第 3 条には、適応指導教室で指導する指導員等の規定がありますが、旧の規定は「指導員をもって充てる」ということになっておりますが、現在、正職 2 人、臨時 2 人の対応であります。この正職 2 人については、そもそも教育相談員という辞令書上の名称になっておりました。もともとの旧の設置要綱について、そこがちょっと齟齬が生じておりました関係上、この際教育相談員という正職の職名を追加をしたものでございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑ございますでしょうか。 ・ 今の説明の中の、教育相談員が正職というのは、市の職員ということですか。 ・ 嘱託職員です。すみません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の嘱託職員。 ・ 市の嘱託職員です。いわゆる区分でいえば臨時になりますけれども……フルタイムの。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フルタイムの職員のことを今正職と言われたわけですか。 ・ すみません。訂正させていただきます。嘱託職員です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託ですね。フルタイムの嘱託ですね。 ・ はい。

<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 吉田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それから、指導員は臨時だと言いましたか。 ・ はい。
<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 石見総合教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時というのは… ・ 指導員は、週5日のうちに交代で当たる職員です。
<p>育センター所 長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2人が要は1週間でどちらかが……
<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石見総合教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1週間3人体制で行うために、フルタイムの嘱託職員2名と臨時で日々の学習指導を中心に当たる指導員が1名、3人体制で行っています。教育相談員は、電話相談とか保護者面談とかも兼ねて継続して毎日勤務していますので、対応がスムーズにできるということで、辞令書等も相談員と指導員を分けているようなので、現状に合わせた改正をしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。 ・ そうすると、ここで言う教育相談員というのは、あすなる教室に勤務するフルタイムの職員という理解でよろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が要は2人して1週間交代して勤務していただく形です。
<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2プラス1で日々の体制を組んでいるということですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日3名は必ずいることになります。
<p>育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかに質問等ございますか。よろしいですか。 ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。よって、議案第18号「佐渡市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 次に、日程第6、議案第19号「佐渡市教育委員会スクールバス等運行要領の一部を改正する告示の制定について」です。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16ページの新旧対照表で説明します。 ・ 今回の改正に至った背景ですが、監査委員から指摘があり、いわゆる車の運転に関します賃金体系、佐渡のシルバー人材センターに委託している部分と、あとは佐渡市教育委員会のスクールバスについては、スクールバス運行について個人に委託契約をしております。その単価の差があるということで、佐渡市の教育委員会の単価の方が高いという実態がございまして、他の

	<p>自治体の精査をした結果、基本の時給を1,300円を100円引き下げ、対応するものでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、バスの種類、時給加算というものが別表のところにありますが、40人未満と40人以上でそれぞれ加算がございまして、最高がこれまで1,300円プラス500円、1,800円だったものが、今回の改正で100円のマイナスで1,700円という内容にするものでございます。 ・ なお、本改正については、学校教育課所管のスクールバス同様に、保育園の園バスの業務委託の賃金の内容についても変更がなされております。新年度からこの単価で適用をするというものでございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑ございますでしょうか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって、議案第19号「佐渡市教育委員会スクールバス等運行要領の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり可決されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第7、議案第20号「佐渡市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示の制定について」です。 ・ 事務局の説明を求めます。 ・ 子ども若者課園児支援係、係長の藤井です。よろしく願いいたします。 ・ こちらは、幼稚園の預かり保育の実施要綱の改正についてですけれども、今年の1月から、午後の3時半から4時半までの預かり保育を実施させていただいております。この4月から、朝の7時半から8時半の1時間、追加で実施をさせていただきたいというご提案でございます。 ・ 実施の幼稚園については、あいかわ幼稚園とさわた幼稚園のこの2園で実施をしたいと考えております。 ・ 実施に当たっては、保護者の方から就労時間等をちょっと延長したいという要望がありましたので、朝と午後と預かり保育を実施するというご提案させていただきたいと思っております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまの件で質疑ございますでしょうか。 ・ 内容についてはこれで結構だと思いますが、前回説明があったときに、たしか中村委員から、預かり保育については理由のところに添付する書類をしっかりと整理すべきだ、中にはふさわしくないこともあるかもしれないので、ということだったかと思っております。その件はどうなりましたか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤井園児支援係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その件についても、こちらの方で内容を検討させていただきまして、就労の勤務条件、それを勤務先から書いていただいて、保育園と同じような勤務条件を書いてもらって、それを園長が確認して、園長の方で確認しましたということで申請書の下の方に園長の許可を書いて、こちらの子ども若者課

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<p>の方に提出していただくという流れになっております。ですので、一応、園長が口頭で確認もしますし、その辺は間違いはないかと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにございますか。よろしいですか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。 ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号「佐渡市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり可決されました。 ・ 【議案第 21 号から議案第 25 号までは人事に関する内容なので秘密会とした。】 ・ 【議案第 21 号から議案第 25 号までは原案どおり可決された。】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第 13、議案第 26 号「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書について」です。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊藤学校教育課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価、報告書です。昨年も、申し訳ございませんが、この時期に提案をさせていただいております。 ・ 中身につきましては、昨年とほぼ最初の方は同じことが書いてございます。変わったところが表紙めくっていただいた、「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について」というところの 2 番の点検及び評価の方法というところをご覧ください。昨年は、これを平成 27 年度の佐渡市の教育基本方針に掲げた項目を中心に事業を区分けして行っておりましたが、今回は平成 29 年の 4 月に策定した佐渡市教育振興基本計画に書かれてある教育大綱の 6 つの基本目標を達成するためにある 18 の施策項目、これに分けて行いました。その部分について新たに事業の評価表というのをつくりました。そこに指標と目標値、実績値、課題、今後の方向性等を自己評価で記入していただくという形になっています。これは、昨年の評価委員の方から目標値とか指標というものが明確に示されていないという指摘があったので、今回はその指標をきちんと表すような形になっています。もともとこの事業については、行革課の方で行っておりました事務の点検というものがございました。それをもとに、プラン・ドゥー・チェック・アクションという 4 つの段階で評価できる形がありましたので、それを利用したのもです。 ・ 自己評価のランクについては、A、B、Cがありますが、これについてもはっきりした指標、目標を上回るもの、ほぼ目標どおり、目標の成果に達しなかったものというふうに分けて A、B、C をつけてあります。その部分が大きく変わったところであります。 ・ それで、3月12日にこの項目をそのまま事務点検の評価者であります、

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 仲川委員 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 仲川委員 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<p>昨年と同じ池田先生と笹本先生にお願いして中を見ていただきました。これはどうなっているのというような質問があり、それに対してこちらで答えました。その後全体としての、評価を、総評として今まとめているところであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中でもよい評価をいただいたのは、今回はきちんと指標が入っているということと、おおむね事業はしっかりやっているんじゃないかということでした。 ・ 昨年と同じように委員の皆さんに中を見ていただき、修正点をご指摘いただき、またきちんとしたものをつくっていききたいというふうに思っております。それを、4月入ってからになってしまうのですが、議会の方に提出をしたいと思っております。教育委員会の活動とか、そういうことについては、ほとんど昨年と形は一緒であります。 ・ 今日の議題はどういうふうになればよろしいですか。 ・ 今日は委員の方から見ていただいて、いろいろご意見を聞かせていただきたいと思います。 ・ ご意見ありましたらお願いします。質問も含めてです。 ・ 去年初めてでしたか。 ・ はい。 ・ 去年と比べると大分、見やすくなりました。随分時間をかけていただき、お疲れさまでした。 ・ それから、私の方で去年要望したと思いますが、教育委員会のいわゆる委員会議のほかに教育委員の学習会、研修会も実施しているので、それも活動内容に出した方がいいと申し上げましたが、それもしっかりと書かれているということで、去年の要望も聞いていただいていると考えます。 ・ それから、去年は点検評価者の評価も見せていただいたと思いますが、それは次の回に出るんですか。 ・ 総評は間に合わなかったもので、これが終わった後、メールか文書で一旦皆さんにお送りしたいと思っております。 ・ そうですか。それがあると意見が言いやすかったと思うので。結構です。 ・ 私も目を通させていただいて、「てにをは」の間違いであるとか、用語であるITという言葉とICTという言葉が両方出てきているので、その統一であるとか、いろいろ指摘する事項があります。今指摘しているときりがありませんので、後でそちらに連絡したいと思っております。 ・ ありがとうございます。 ・ 今ご意見ございました。細かいようなてにをはの部分は、後でご指摘をいただくというふうにして、大きな部分で何か質問等ございますでしょうか。 ・ 今仲川委員話されました。昨年私もこの評価者のご意見、特に教育委員
---	--

<p>・吉田学校教育課長</p> <p>・佐藤委員</p> <p>・伊藤学校教育課長補佐</p> <p>・佐藤委員</p> <p>・渡邊教育長</p> <p>・中村委員</p> <p>・中村委員</p>	<p>の活動についても触れておられたので、どういうふうなまた今年は評価をいただいているのかなということがちょっと気になっておりましたが、ちょっと見当たらないので、ぜひお願いします。</p> <p>・ それから、1点、表紙と次の紙の点検及び評価の手順、これ私も1つずつ、読ませていただいて、事業は28年度の評価なんです。そういった点で、この点検、評価の報告書のあり方というものがこのスパンで本当に一番いいスタイルなのかなというか、現状に合っているのかな。短期評価、中期評価、長期ではないことは確かですが、そのあたり31年度等を見込んで、中期的にもとれるし、PDCAを有効に回すとするとやはり短期でないとか何か。どうしても前の年のことを考えてしまうんですが、その前の年の評価をしているわけです、1年かけて。このあたり、今のページの一番上、事務局による点検、評価の実施、これは28年にやっぱりやっているわけでしょうね。そうじゃないと意味がないですよ。事業に当たっている方が自ら評価しなければ、第三者は評価できないわけですから。このあたりの日程、時期的な部分というのはいつになるんですか。</p> <p>・ そして、市議会への報告というのは、結局30年の何月かという、6月ですか。これからですか。また委員会か何かで……</p> <p>・ 4月の臨時会で。</p> <p>・ 4月になりますか。</p> <p>・ ありがとうございます。昨年も同じようなご指摘いただいて、これ本当はもっと早く、年度始まるとすぐにこの評価等を始めるのが普通で、本来ですと決算の時期と同じときにやるのがベストです。8月に本来はこれを出せば一番いい形です。それで、確定したところで9月議会に提出するというのが一番いいパターンです。今回は、評価の項目等がなかなか煮詰まらなかったこともあって最終的にこの時期になってしまったという、本当に昨年の反省が生かせなかったところがあるんですが、今佐藤委員のおっしゃるとおり、もっと早い時期にとりかかり、最終的に8月にこれを出すような形をとるのが理想であります。この中身が次年度の予算に生かされるというのが本来の姿だと思います。</p> <p>・ せっかくこれだけすばらしいものつくっていただいて、成果評価というか、結果評価ばかりじゃなくて、やっぱり行動評価という点で本当に次の活動、事業により生かす意味でも、もう少しサイクルを早く回せる工夫が必要かなと思ったもんですから。以上です。お疲れさまでした。</p> <p>・ 今回は、数値の項目をはりつけるのに結構時間かかりましたので、確定すれば来年は早いかなというふうに思います。</p> <p>・ ほかにご意見ございますでしょうか。</p> <p>・ すみません。8ページのところのD oの枝番1で、実績値がこれ2段あるんですけど、この2段の意味を教えてください。</p> <p>・ 28.8と26.1、2つある。これ……</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 中村委員 ・ 渡邊教育長 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜と水産物。 ・ で分けられているんですか。 ・ どうですか。 ・ 確認します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 ページのチェックの部分なのですが、1 番の枝番 1 番の課題、職業体験の実施時期が各校でばらばらなため、日程調整が難しいと。今後は、実施時期をある程度まとめる必要があると、こういうふうに書いておりますが、これは中学校ですよ。誰の立場でこれを書かれているのかなというふうに感じたんです。A ということで評価し、内容は A でいいんですが、こういう実情を課題と捉えるのかどうか。職場体験ですから、これが集中したときに職場のことは、実情はどうなの。受け入れる側は大変だというのはよく聞きます、お願いする中で。各学校がそろってこの時期にお願いしますということは、現実この佐渡の事業所で可能なかどうか、そのあたりちょっと私読んでいて気になりました。どの立場で書くかによって、受け入れていただいている側ですから、どうでしょう。スーパーとか介護施設で、大勢の生徒がいっぱい一気に来る。まとめる必要がある、こういうふうな捉えというのはどうなのかなと、こう思います。私の言ったのただちょっと参考でいいです、今どうこうじゃなくて。 ・ 両方の意見があると思うんですよ、これ。 ・ まとめてほしいというところもあるかもしれませんが、または学校の実情から、やっぱり季節的な行事とかそういうものでいつでもできるわけじゃないですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかにございますか。 ・ さっきの数値ですが、28.8 が野菜、下の 26.1 が水産物、これらの目標数値ですが、ともに 30% です。この後表記するとき、わかるように訂正します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 伊藤学校教育課長補佐 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他にいかがですか。 ・ 進行上の確認ですが、この議題はどのように取り扱いますか。 ・ 後日、修正したものをご確認いただくという形でお願いしたいと思えます。 ・ それでは、議案第 26 号「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価、報告について」はいったん保留といたしますが、修正をして、総評を入れたものについて後日、確認していただくということで、お願いしたいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程第 14、報告事項 1 「学校の諸問題について」ですが、本事項は児童生徒の個人情報に関する内容を含みますので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 挙手

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。それでは、報告事項1を秘密会といたします。 ・ 【秘密会】 ・ 【暫時休憩】 ・ 発言の訂正、このタイトルをどうするか考えていませんでしたけども、学校教育課長の私が3月14日、一般質問の終了後に佐渡市奨学金貸与条例の一部改正の議案を上程しました。その際に、金田議員の方から議案質疑があったことに対しまして私の発言が、先般教育委員会を開催した際に委員の皆様方のご意見があったにもかかわらず、それを無視したような形で答弁をしてしまったということをございまして、その訂正を佐渡市議会に対して依頼をしたところをございます。ちなみに、3月の19日の日に総務委員会の方にこの条例が、審査の付託先が総務委員会ということで、私総務課と学校教育課の方で説明に伺いました。その際、改正の趣旨等については、もちろん昨年の6月に総務委員会のつけられた意見を踏まえての改正ということで、委員会への説明はそれで済みましたが、最後に一応学校教育課、私の方の発言の中身について誤っておったということその委員会の中でも説明させていただきました。 ・ それと、先週の金曜日ですが、議会運営委員会に私と教育長が出席いたしまして、先ほどお配りしました一枚物の議事録の内容について精査をし、これを赤字のいわゆる正誤表のとおり直させてほしいということで議会運営委員会の方に要請をし、それを可としていただくということで決定をしました。この発言の訂正の文書については、明日が議会最終日になりますけども、そこでこれが机上配付されます。ただ、過去の事例からいきますと、これを全て読み上げるということではなくて、議員の方にこれを配付することにとどまります。私ども過去に、不登校等の人間の数を間違えて報告したことがございまして、それについても同様に発言の訂正の中身まで本会議で発言、私の方で発言するというようなことはございせんけども、正式に議事録の方からは削除し、このようになるというふうな形ということで、議会に対しましては手続は済んでおります。ただ、この発言の訂正そのものについては、まだ議会の方では提出されておられません。当日の机上配付になるということで、あくまで内部資料ということで今のところお取り扱いいただきたいと思っております。 ・ 議事録についても、これまだ未定稿でございしますので、当然この質問の内容等についても金田さんにも、もちろんこのとおりで来るとは思いますが、そういったことでこれも100%確定した発言でなくて、私の発言したいわゆる教育委員会がというくだりについては、本来教育委員会事務局とか学校教育課というふうにすればよかったですけども、教育委員会ということで説明してしまったために、いわゆる合議体である教育委員会として誤解をされるという部分が非常にございしますので、そうではなくて教育委員会事務局とすると今度社会教育課も含まれますので、学校教育課というふうにと訂正をさせていただきました。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ お配りしました金田さんの質問に対しましては、そもそも教育委員会の考え云々というふうなちょっと質問の趣旨ということで、教育委員会の合議体的にはどうかというふうなはっきりした質問じゃなかったために、私の方もあえていわゆる市長部局で提案したそもそもの理由等についてを説明させていただいたということでございます。 ・ 何か疑問点とか意見ありましたらお願いします。 ・ この発言の訂正について、この教育委員会の公開の中でしっかり話をしてもらいたい。報告ではなくて、この場で皆さんの意見を聞きながら議事録に残していただきたいと考え、そういう趣旨で先ほど申し上げました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当日、テレビ中継で見させていただきまして、これは合議制の教育委員会の議決とは違うことを「教育委員会として」と言ったことは大変なことだと考えました。そこで、吉田課長には電話を差し上げた。 ・ 教育長にお聞かせいただきたいんですけども、教育委員会の議決について、これをどういうふうにし、守るのか。法的拘束力については、教育委員会の議決は漠然としているものですから、捉えにくいところがあるんですが、教育長はどう考えますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案によって違うと思うんですけども、教育委員会の議案として上がったからには教育委員会としてはそれは教育委員会が最高議決機関です。決定だと思います。この場合には、その内容ではなかった、なくなったということですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その内容ではなくなったというのは。つまり議決として…… ・ つまり議決ではないということになると思います、内容については、理解できないのですが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる補助執行という形をこの間ご説明したようにとるということですので、教育委員会の議決は必要なかった、そういう事案になっている。 ・ 教育委員会の議決が必要のない事案を、教育委員会に上程したんですよ、では。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果として、してしまったということになります。 ・ 2回連続全会一致、全員一致で否決したんだよ。非常に重いですよ。2回教育委員会に出して、2回とも否決された。それを教育長としては、これは議決としては価値のないものであるから、別の結論で議会に上程したということなんですね。 ・ 【教育長及び学校教育課長から今回の議案条例の上程に係る経過の説明があった。】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ では、日程第 15 に入ります。次回の定例会の開催日ですが、事務局、説明をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月26日（木）午後3時からでいかがでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月26日という提案がありましたが、どうでしょうか。 ・ 【各教育委員の予定を聞いて調整し、4月26日に決定した。】

<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 【次の臨時会を5月8日（火）、午後3時から行うことで確認した。】・ 【山田管理主事から教科書採択についての説明があった。】・ 以上で平成30年第5回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。 <p style="text-align: right;">午後3時30分終了</p>
----------------	--